

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年7月11日
<b>【会社名】</b>	株式会社アルデプロ
<b>【英訳名】</b>	ARDEPRO Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 久保玲士
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
<b>【電話番号】</b>	03(5367)2001(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	代表取締役社長 久保玲士
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
<b>【電話番号】</b>	03(5367)2001(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	代表取締役社長 久保玲士
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 1,200,000,016円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月3日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### 3 発行条件に関する事項

### 第三部 追完情報

#### 3 臨時報告書の提出について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### f 払込みに要する資金等の状況

) 秋元竜弥氏

(訂正前)

<中略>

( D E Sの対象となる秋元竜弥氏からの借入金4億50百万円について)

うち3億円については、秋元竜弥氏が同氏の資産管理会社である株式会社ドラゴンパワー（住所：東京都新宿区新宿三丁目1番24号 代表者 秋元竜弥）に対して平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書（貸付極度額15億円）により貸し付けていた資金の回収によるものということを秋元竜弥氏と同社との間の金銭消費貸借契約書、秋元竜弥氏及び同社の預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。

残る1億50百万円のうち80百万円については、秋元竜弥氏が現金保管していたとする自己資金30百万円と同氏の預金50百万円であることを、秋元竜弥氏が現金保管していたとする書面と同氏の預金通帳により確認し、自己資金であることを確認しております。残りの70百万円については、平成25年6月14日に秋元竜弥氏が所有する信託財産を株式会社ドラゴンパワーへ3億97百万円で譲渡し、さらに株式会社ドラゴンパワーが当該信託財産を同日に同社取引先（住所：東京都新宿区新宿3丁目1番24号）へ同額で譲渡した代金のうち2億50百万円が、同社取引先より株式会社ドラゴンパワーへ入金され、当該代金が株式会社ドラゴンパワーから秋元竜弥氏に入金され、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって行われた貸付金の返済としたものであります。また、今回の譲渡代金の受領済みの2億50百万円は、新たに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーに貸付けたものであります。これらの状況について当社は、秋元竜弥氏及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金の状況、借入申込書並びに秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間の信託財産譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間の信託財産譲渡

契約書、さらに秋元竜弥氏からの回答により確認し、自己資金であることを確認しております。

なお、当該信託財産譲渡契約は、当初、平成25年6月14日付で秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーの取引先との間で締結されていたものですが、平成25年6月14日付で、秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間、さらに株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間との契約として、分割して締結されております。その理由は、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって金銭の貸借が行われていた過去の取引を最大限圧縮し、貸付金の返済であるとの回答を秋元竜弥氏から受けていることによるものであります。また、それぞれの信託財産譲渡契約による譲渡代金3億97百万円のうち受領済みの2億50百万円の残余、1億47百万円は秋元竜弥氏については株式会社ドラゴンパワーに対する未収入金、株式会社ドラゴンパワーについては、同社取引先に対する未収入金となっております。そして、平成29年1月25日又は秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーが別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーから残余の未収入金を受領後、速やかに秋元竜弥氏から株式会社ドラゴンパワーへ所有者の変更が行われる予定であります。株式会社ドラゴンパワーについては、平成29年1月25日又は株式会社ドラゴンパワーと同社取引先が別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに株式会社ドラゴンパワーが同社取引先から残余の未収入金を受領後、速やかに株式会社ドラゴンパワーから同社取引先へ所有者の変更が行われる予定であります。

（払込資金7億50百万円について）

うち、2億80百万円については、自己資金であることを秋元竜弥氏が現金保管していたとする同氏からの書面により確認しております。

うち、2億40百万円については、平成25年1月28日付で株式会社ドラゴンパワーが同社の取引先に対して貸付けていた2億38百万円の返済資金を秋元竜弥氏が平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書により株式会社ドラゴンパワーに貸付けていた資金の回収によるものであることを株式会社ドラゴンパワー社と同社取引先との間の平成25年1月28日付金銭消費貸借契約書及び株式会社ドラゴンパワー社の預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。なお、当該取引の株式会社ドラゴンパワーの取引先とは、平成25年6月14日に株式会社ドラゴンパワーとの間で信託財産譲渡契約を締結した取引先と同一の取引先です。

うち、1億円については、平成25年6月10日に株式会社ドラゴンパワー保有の債権を2億50百万円で当社の株主でもある個人へ譲渡し、当該譲渡代金を秋元竜弥氏が平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書により株式会社ドラゴンパワーに貸付けていた資金の回収によるものであることを債権譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。

残る1億30百万円については、平成25年6月14日に秋元竜弥氏が所有する信託財産を株式会社ドラゴンパワーへ3億97百万円で譲渡し、さらに株式会社ドラゴンパワーが当該信託財産を同日に同社取引先（住所：東京都新宿区新宿3丁目1番24号）へ同額で譲渡した代金のうち2億50百万円が、同社取引先より株式会社ドラゴンパワーへ入金され、当該代金が株式会社ドラゴンパワーから秋元竜弥氏に入金され、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって行われた貸付金の返済としたものであります。また、今回の譲渡代金の受領済みの2億円50百万円は、新たに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーに貸付けたものであります。これらの状況について当社は、秋元竜弥氏及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金の状況、借入申込書並びに秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間の信託財産譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間の信託財産譲渡契約書、さらに秋元竜弥氏からの回答により確認し、自己資金であることを確認しております。

なお、当該信託財産譲渡契約は、当初、平成25年6月14日付で秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーの取引先との間で締結されていたものですが、平成25年6月14日付で、秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間、さらに株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間との契約として、分割して締結されております。

その理由は、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって金銭の貸借が行われていた過去の取引を最大限圧縮し、貸付金の返済であるとの回答を秋元竜弥氏から受けていることによるものであります。また、それぞれの信託財産譲渡契約による譲渡代金3億97百万円のうち受領済みの2億50百万円の残余、1億47百万円は秋元竜弥氏については株式会社ドラゴンパワーに対する未収入金、株式会社ドラゴンパワーについては、同社取引先に対する未収入金となっております。そして、平成29年1月25日又は秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーが別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーから残余の未収入金を受領後、速やかに秋元竜弥氏から株式会社ドラゴンパワーへ所有者の変更が行われる予定であります。株式会社ドラゴンパワーについては、平成29年1月25日又は株式会社ドラゴンパワーと同社取引先が別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに株式会社ドラゴンパワーが同社取引先から残余の未収入金を受領後、速やかに株式会社ドラゴンパワーから同社取引先へ所有者の変更が行われる予定であります。

<後略>

（訂正後）

<中略>

（D E Sの対象となる秋元竜弥氏からの借入金4億50百万円について）

うち3億円については、秋元竜弥氏が同氏の資産管理会社である株式会社ドラゴンパワー（住所：東京都新宿区新宿三丁目1番24号 代表者 秋元竜弥）に対して平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書（貸付極度額15億円）により貸し付けていた資金の回収によるものということを確認し、秋元竜弥氏と当社との間の金銭消費貸借契約書、秋元竜弥氏及び同社の預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。

残る1億50百万円のうち80百万円については、秋元竜弥氏が現金保管していたとする自己資金30百万円と同氏の預金50百万円であることを、秋元竜弥氏が現金保管していたとする書面と同氏の預金通帳により確認し、自己資金であることを確認しております。残りの70百万円については、平成25年6月14日に秋元竜弥氏が所有する信託財産を株式会社ドラゴンパワーへ3億97百万円で譲渡し、さらに株式会社ドラゴンパワーが当該信託財産を同日に同社取引先（住所：東京都新宿区新宿3丁目1番24号）へ同額で譲渡した代金のうち2億50百万円が、同社取引先より株式会社ドラゴンパワーへ入金され、当該代金が株式会社ドラゴンパワーから秋元竜弥氏に入金され、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって行われた貸付金の返済としたものであります。また、今回の譲渡代金の受領済みの2億円50百万円は、新たに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーに貸付けたものであります。これらの状況について当社は、秋元竜弥氏及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金の状況、借入申込書並びに秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間の信託財産譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間の信託財産譲渡契約書、さらに秋元竜弥氏からの回答により確認し、自己資金であり、秋元竜弥氏の将来の税務・会計上の観点から実施したものであることを確認しております。

なお、当該信託財産譲渡契約は、当初、平成25年6月14日付で秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーの取引先との間で締結されていたものですが、平成25年6月14日付で、秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間、さらに株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間との契約として、分割して締結されております。その理由は、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって金銭の貸借が行われていた過去の取引を最大限圧縮し、貸付金の返済であるとの回答を秋元竜弥氏から受けていることによるものであります。また、それぞれの信託財産譲渡契約による譲渡代金3億97百万円のうち受領済みの当社への貸付（D E S対象）及び現金出資に必要な資金2億50百万円の残余、1億47百万円は秋元竜弥氏については株式会社ドラゴンパワーに対する未収入金、株式会社ドラゴンパワーについては、同社取引先に対する未収入

金となっております。そして、平成29年1月25日又は秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーが別途合意した日(信託財産の毎決算日)までに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーから残余の未収入金を受領後、速やかに秋元竜弥氏から株式会社ドラゴンパワーへ所有者の変更が行われる予定であります。株式会社ドラゴンパワーについては、平成29年1月25日又は株式会社ドラゴンパワーと同社取引先が別途合意した日(信託財産の毎決算日)までに株式会社ドラゴンパワーが同社取引先から残余の未収入金を受領後、速やかに株式会社ドラゴンパワーから同社取引先へ所有者の変更が行われる予定であります。

(払込資金7億50百万円について)

うち、2億80百万円については、自己資金であることを秋元竜弥氏が現金保管していたとする同氏からの書面により確認しております。

うち、2億40百万円については、平成25年1月28日付で株式会社ドラゴンパワーが同社の取引先に対して貸付けていた2億38百万円の返済資金を秋元竜弥氏が平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書により株式会社ドラゴンパワーに貸付けていた資金の回収によるものであることを株式会社ドラゴンパワー社と同社取引先との間の平成25年1月28日付金銭消費貸借契約書及び株式会社ドラゴンパワー社の預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。なお、当該取引の株式会社ドラゴンパワーの取引先とは、平成25年6月14日に株式会社ドラゴンパワーとの間で信託財産譲渡契約を締結した取引先と同一の取引先です。

うち、1億円については、平成25年6月10日に株式会社ドラゴンパワー保有の債権を2億50百万円で当社の株主でもある個人へ譲渡し、当該譲渡代金を秋元竜弥氏が平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書により株式会社ドラゴンパワーに貸付けていた資金の回収によるものであることを債権譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。

残る1億30百万円については、平成25年6月14日に秋元竜弥氏が所有する信託財産を株式会社ドラゴンパワーへ3億97百万円で譲渡し、さらに株式会社ドラゴンパワーが当該信託財産を同日に同社取引先(住所：東京都新宿区新宿3丁目1番24号)へ同額で譲渡した代金のうち2億50百万円が、同社取引先より株式会社ドラゴンパワーへ入金され、当該代金が株式会社ドラゴンパワーから秋元竜弥氏に入金され、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって行われた貸付金の返済としたものであります。また、今回の譲渡代金の受領済みの2億円50百万円は、新たに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーに貸付けたものであります。これらの状況について当社は、秋元竜弥氏及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金の状況、借入申込書並びに秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間の信託財産譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間の信託財産譲渡契約書、さらに秋元竜弥氏からの回答により確認し、自己資金であり、秋元竜弥氏の将来の税務・会計上の観点から実施したものであることを確認しております。

なお、当該信託財産譲渡契約は、当初、平成25年6月14日付で秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーの取引先との間で締結されていたものですが、平成25年6月14日付で、秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間、さらに株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間との契約として、分割して締結されております。その理由は、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって金銭の貸借が行われていた過去の取引を最大限圧縮し、貸付金の返済であるとの回答を秋元竜弥氏から受けていることによるものであります。また、それぞれの信託財産譲渡契約による譲渡代金3億97百万円のうち受領済みの当社への貸付(D E S対象)及び現金出資に必要な資金2億50百万円の残余、1億47百万円は秋元竜弥氏については株式会社ドラゴンパワーに対する未収入金、株式会社ドラゴンパワーについては、同社取引先に対する未収入金となっております。そして、平成29年1月25日又は秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーが別途合意した日(信託財産の毎決算日)までに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーから残余の未収入金を受領後、速やかに秋元竜弥氏から株式会社ドラゴンパワーへ所有者の変更が行われる予定であります。株式会社ドラ

ゴンパワーについては、平成29年1月25日又は株式会社ドラゴンパワーと同社取引先が別途合意した日(信託財産の毎決算日)までに株式会社ドラゴンパワーが同社取引先から残余の未収入金を受領後、速やかに株式会社ドラゴンパワーから同社取引先へ所有者の変更が行われる予定であります。

<後略>

### 3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

<中略>

上記払込金額は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」といいます。)である平成25年7月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」といいます。)(398円)に対しては66.33%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(398.95円)に対しては66.41%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(414.85円)に対しては67.70%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(320.02円)に対しては58.13%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

<後略>

(訂正後)

<中略>

上記払込金額は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」といいます。)である平成25年7月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」といいます。)(398円)に対しては66.33%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(398.95円)に対しては66.41%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(414.85円)に対しては67.70%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(300.28円)に対しては55.37%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

<後略>

## 第三部 【追完情報】

### 3. 臨時報告書の提出について

(訂正前)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第25期)の提出日(平成24年10月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)までの間において、以下の各臨時報告書を提出しております。

(平成24年11月1日提出の臨時報告書)

<後略>

(訂正後)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第25期)の提出日(平成24年10月31日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成25年7月11日)までの間において、以下の各臨時報告書を提出しております。

(平成24年11月1日提出の臨時報告書)

<後略>

（平成25年7月11日提出の臨時報告書）

〔提出理由〕

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

〔報告内容〕

（1）当該事象の発生日

平成25年7月11日

（2）当該事象の内容

―相手先

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

（住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番6号）

―免除を受ける債務の内容

当社は、平成18年8月からエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が管理するデータセンターに当社のサーバを設置し、同社による運用・維持サービスを受けておりました。当社は同社からの請求に基づき利用料金を支払っておりましたが、平成22年10月に同社から請求漏れの費用があったとのことから、その支払いを求められました。当社は、当該費用については支払義務がないものと判断し支払を拒否しておりましたところ、平成23年12月1日付で同社から、当該費用の支払を求める訴訟の提起を受けました。その後、平成24年7月19日に当社に17百万円の支払い義務があることで裁判上の和解が成立しました。

当社はこの和解内容に基づき、平成24年8月から平成25年7月まで毎月分割して期限の利益を失うことなく合計3.5百万円支払ってまいりました。その結果、和解内容に従い、当社は残余の債務の支払い13百万円について同社から免除を受けることとなりました。

（3）当該事象の損益に与える影響額

平成25年7月期において、上記の債務免除益13百万円を特別利益に計上する予定です。